

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則

平成十七年三月三十一日

宮城県規則第七十八号

（趣旨）

第一条 この規則は、宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十六年宮城県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第二号の規則で定める法人）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資する法人であつて、県の出資の割合が五分の一以上四分の一未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの（県の所掌事務に関連する事業以外の事業を主として行っていると知事が認める法人を除く。）
 - 二 県から補助金、委託金若しくは負担金を受け、又は県の公の施設の管理において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第八項の規定により管理を行う公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入とする法人であつて、県からの補助金、委託金及び負担金並びに収入とした利用料金の額の合計が当該法人の総収入額の四分の一以上となっているもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、条例第二条第一号に掲げる法人に準じて取り扱う必要がある法人
- 2 前項第二号の補助金、委託金、負担金及び利用料金には、次に掲げる補助金、委託金、負担金及び利用料金を含まないものとする。
- 一 施設整備等を目的とする単年度の補助金その他これに類するもの
 - 二 一般競争入札等の競争により業務委託の相手方を選定した場合における当該業務委託に係る委託金
 - 三 公募の手続を経て指定された指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせる場合における当該公の施設の管理に係る委託金及び利用料金

（自己経営評価）

第三条 知事は、公社等外郭団体に対して、条例第四条第一項の規定による自己経営評価の実施及びその結果の報告を当該公社等外郭団体の事業年度終了後三月以内に行うよう求めるものとする。

2 条例第四条第一項の規定による自己経営評価の実施及びその結果の報告に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第三三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三号及び第四号の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。